

「瑞穂町環境審議会」委員決定

今後、町の環境保全および環境基本計画の策定に向け、ご意見をいただきます。
(任期：2年間)

問合せ 生活環境課 ☎ 557 - 0544

(敬称略)

氏名	選出区分	氏名	選出区分
池田 秀子	町民公募	瀧澤千代子	事業者
小沢 吉行		燕山 高好	学識経験者
小山 勝壽		今野 雅隆	
天沼 武夫	清水 浩昭		
久保田晴利	事業者	照井 浩司	

動物愛護ふれあいフェスティバル

『いのち輝け 人と動物の愛の輪で』

9月20日～26日は動物愛護週間です。動物は責任と愛情を持って飼いましょう。期間中、次の通り教室やシンポジウムを予定しています。

①日 時 9月22日(土) 午前11時～午後4時
場 所 上野恩賜公園内噴水池前広場・上野動物園
内 容 「愛犬のしつけ方教室」「聴導犬実演」「ペット写真展」「こども動物園」など。
申込み 不要です。直接会場へお越しください。

②日 時 9月23日(日) 午後1時30分～5時
(受付開始は午後1時から)
場 所 東京国立博物館平成館講堂
内 容 動物愛護シンポジウム
「飼う前に考えよう～動物への責任、社会への責任～」
定 員 390人
申込み 9月1日(土)から電話で(社)日本動物福祉協会へ ☎03 (5740) 8856

問合せ 福祉保健局健康安全室環境衛生課
☎ 03 (5320) 4412

西多摩衛生組合職員募集

採用予定日 平成20年4月1日

受験資格 次のすべてに該当する方

①昭和57年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた方

②高校を卒業または卒業見込みの方

※ 地方公務員法第16条に該当する方は受験できません。

募集内容 一般事務、施設運転管理、余熱利用施設運営業務

※異動により事務、管理業務への配置転換があります。

【申込書の配布・応募受付】※土・日曜日は除きます。

配布・受付期間 9月3日(月)～14日(金)

時 間 午前9時～午後5時15分

※ 本人が必要書類を持参して手続きしてください。

※ 申込書等はホームページからもダウンロードできます。

【一次試験】

日 時 9月30日(日) 午前9時

内 容 一般教養・適性検査・作文

【二次試験】※一時試験合格者に通知します。

内 容 面接

問合せ 西多摩衛生組合総務課 ☎ 570-2626
ホームページ <http://www.nishiei.or.jp>

問合せ リサイクルプラザ ☎ 557-5364

注意事項

①応募者の創作作品で、未発表のものとし、特定の商品名等をイメージさせるものは避けてください。

②応募区分は小学生の部(1～3年生の部)、4～6年生の部、中学生の部、高校生の部となります。

③作品は審査終了後に返却します。また、著作権は主催者に帰属します。なお、作品を環境行政の各種広報等に使用する場合があります。

申込み 作品の裏面に「住所・氏名(ふりがな)・学校名・学年」を明記の上、9月28日(金)までにリサイクルプラザへ

○**標語の部**
▼官製はがきまたは、はがき大の用紙

○**応募資格** 都内の小・中学生、高校生

○**ポスターの部**
▼規 格：B版四つ切り(38cm×54cm)
またはB3版(36.4cm×51.5cm)

▼**画 材**：クレヨン、水彩絵の具等とし、写真その他の材料を貼り付けられない。
真その他の材料を貼り付けられない。
ください。

ごみの散乱防止と再資源化を進めるための
ポスター・標語コンテスト
作品募集

主 催 関東甲信越静環境美化推進連絡協議会・東京都

一男女が共につくる地域社会を目指して一

PARTNER パートナー

「瑞穂町男女共同参画社会推進委員会」 委員募集

現代は、将来を担う子供たちの育成、子育て環境の整備、安心できる家庭介護の機能維持、男女が家族的責任と社会的責任を果たせる環境づくりなどについて真剣に考えていかなければなりません。

この委員会は、男女共同参画社会に関する施策の提言や、推進計画の進捗よく状況をチェックするなど、町の男女共同参画社会実現の一翼を担います。

男女共同参画社会の推進に関心のある方は、ぜひご応募ください。

募集人員 2名以内

応募資格 町内在住の20歳以上の方

委嘱期間 平成19年11月から2年間

会議予定 年に4回程度

報酬 ありません

応募方法 レポートを400字以内にとりまとめ、あなたの住所、氏名、年齢、電話番号を明記の上、提出してください。

※直筆・ワープロ・Eメール等、どのような形で結構です。

レポートのテーマ

「男女共同参画社会に関する私の考え」

募集期間 9月3日(月)～21日(金)
提出先

〒190-1292

瑞穂町箱根ヶ崎2335番地 瑞穂町役場企画財政課

問合せ 企画財政課 ☎ 557-7469

メールアドレス kikaku-zaisei@town.mizuho.tokyo.jp

シルバーパスの

「更新」手続きを

現在シルバーパスをお持ちで、10月1日(月)以降も利用される方は、次の日程等で更新手続きをしてください。
※新規での発行申込み(初めての方)は、10月以降の受付となります。

日程・場所

① 9月3日(月)～6日(木)：町民会館第1会議室

② 9月13日(木)～14日(金)：武蔵野コミュニティセンター

③ 9月25日(火)～26日(水)：町民会館第1会議室

※必ずこの期間内に手続きをしてください。

時間 午前10時～午後4時
持ち物

○シルバーパス更新申込書(対象者には郵送済です)

○住所、氏名、生年月日が確認できる身分証明書(保険証または運転免許証)

○平成19年9月30日まで有効のシルバーパス

○更新に必要な費用

▶ご本人の平成19年度の町・都民税が

▶非課税の方：1000円

▶課税の方：20510円

○非課税を確認できる書類*(1000円で発行を受ける方のみ)

▶平成19年度町・都民税非課税証明書

▶平成19年度介護保険料納入通知書で所得段階区分1から4が記載のもの

*平成17年度の町民税が非課税の方は、それを証明できる書類(平成17年度の町・都民税非課税証明書、または介護保険料納入通知書で所得段階区分1から3が記載のものなど)を提示することで、経過措置として1000円でパスが発行されます。

問合せ (社)東京バス協会 ☎03(53308)6950

(午前9時～午後5時。土・日曜日、祝日を除きます)



東京都西多摩保健所主催

シンポジウム開催

日時 9月22日(土) 午後1時
 場所 福生市民会館小ホール
 (JR青梅線「牛浜駅」東口下車 徒歩5分)
 テーマ 自死遺族支援 私たちにもできること
 対象 都内在住の方
 定員 200名(先着順)
 問合せ・申込み
 西多摩保健所 保健対策課 ☎ 0428 (22) 6141
 (平日午前8時30分～午後5時)

産業まつり出店者の募集

11月10日(土)・11日(日)、役場周辺で開催する産業まつりの模擬店・フリーマーケットの出店者を募集します。希望される方は、事前に電話でお申し込みください。申し込み多数の場合は、先着順になります。

※町内に、住所または事業所がある方に限ります。

申込み 9月3日(月)から21日(金)までに商工会へ
 ☎ 557-3389



「家出人・少年相談」

例年、夏休み明けは、夏休み中の遊び癖や不規則な生活が身に付いてしまい、不登校になったり、家出をする少年が増える傾向にあります。また、遊ぶ金欲しさから非行に走ったり、あるいは暴力団員等の素行不良者に誘惑されて、いかがわしい風俗店で働かされるなど、少年の福祉を害する犯罪による被害者となる少年が少なくありません。

このため、警視庁少年育成課では、年間を通して、面接または電話による相談に応じています。

【相談場所】

▶警視庁少年育成課八王子少年センター
 八王子市高倉町 68-5 (JR「北八王子駅」下車)
 午前8時30分～午後5時15分(平日のみ)
 ☎ 0426 (42) 1677

▶警視庁家出人相談室
 千代田区霞が関 2-1-1 警視庁本部庁舎1階
 午前8時30分～午後5時15分(平日のみ)
 ☎ 03 (3592) 1640

【電話による相談】(ヤングテレホンコーナー)

日時 平日(月～金曜日) 午前8時30分～午後8時
 土・日曜日、祝日 午前8時30分～午後5時
 ☎ 03 (3580) 4970

スカイホール臨時職員募集

スカイホール事業の受付、会場案内等の仕事です。申し込まれた方を登録します。

登録期間 10月～平成20年3月

対象 18歳～64歳までの方

募集期間 9月28日(金)まで

問合せ 社会教育課 ☎ 557-7070

「行方不明者相談」

ご家族などで、行方不明になっている方がいましたら、ご相談ください。

- ①病気を苦にして家出した後、全く音信がない
 - ②旅行などに出掛けたまま、長い間消息を絶っている
 - ③犯罪や事故に巻き込まれている恐れがある など
- ※相談所へお越しの際は、行方不明になられている方の写真や歯の治療状況等、本人を特定するための資料をお持ちください。

日時 9月1日(土)～30日(日) 午前9時～午後4時30分
 (土・日曜日、祝日も開設しています)

場所 警視庁本部庁舎1階身元不明相談室
 (地下鉄丸の内線「霞ヶ関駅」から徒歩2分)
 ※福生警察署でも相談に応じています。

問合せ

- ▶警視庁 本部身元不明相談室 ☎ 03 (3592) 2440
- ▶警視庁 福生警察署 ☎ 551-0110 内線 3472

平成19年度

全国労働衛生週間 10月1日～7日

「こころにゆとり からだに余裕
 みんなでつくる 健康職場」

本週を契機に、それぞれの職場において、職業性疾病の撲滅、産業保健活動の活性化、心とからだの健康づくり、快適職場の形成等に向け、積極的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

過重労働による健康障害防止運動

「かけがえのないあなた かけがえのない健康」
 時間外労働の削減と適切な健康管理によって健康障害を防止しましょう。

実施期間 平成20年3月まで

問合せ 青梅労働基準監督署 安全衛生担当
 ☎ 0428 (22) 0285

後期高齢者医療制度とは…

平成20年4月から始まる後期高齢者医療制度は、75歳以上の方および65歳以上75歳未満の障害認定を受けている方を被保険者とする医療制度です。従来は老人保健制度として、区市町村単位で運営してきましたが、今後は都道府県単位で運営を行うため、保険料率や給付などは、原則として都内で均一のものとなります。

■ 均一の保険料率に対する軽減措置、減額

これまでの保険料率は、ご加入の保険ごとに異なっていました(例えば国保の場合、区市町村ごとに保険料率が異なります)が、後期高齢者医療制度の保険料率は都内で均一となります。保険料は、被保険者全員が均等に負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計になります。これに対し、制度上は次のような軽減措置があります。

<保険料の特例>

制度上、地域単位で保険料が軽減される措置があります。

都内平均の老人医療給付費に対し、区市町村ごとに計算した平均の老人医療給付費が著しく低く(20%以上)離れている場合は、一定の期間(6年間以内で条例で定める期間)、その特定地域の保険料率を軽減します。軽減については、2年ごとに均一保険料率との差が小さくなるように設定し、軽減期間の終了年度以降は、均一保険料率となります。

<保険料の軽減措置>

制度上、個人単位で保険料額が減額される措置があります。

- ①世帯の総所得金額等が低い場合、その額に応じて、保険料の均等割額が7割、5割、2割のいずれかの率で減額されます。
- ②被用者保険(社保)にご加入の方のうち被扶養者の方が後期高齢者医療制度に移行した場合は、移行後2年間は、保険料の均等割額が5割減額され、所得割は課されません。

軽減措置の具体的な内容等については、11月に予定の広域連合議会の議決を経て決定する、保険料率等を定める条例等に基づき、決まります。

■ ご家族の方が75歳以上の場合

現在、75歳以上の方や65歳以上75歳未満の障害認定を受けている方、また今後、75歳の誕生日を迎える方は、後期高齢者医療制度の被保険者となります。それにより、ご家族の中で保険が異なる場合があります。

たとえば、ご夫婦2人のうち1人が75歳以上の方で、もう1人が75歳未満の場合は、それぞれが違う保険をご利用いただくことになります。その場合、扶養者が被用者保険(社保)から移行するときは、被扶養者の方が国民健康保険に変わる場合があります。逆に、扶養者が75歳未満の場合で、社保にご加入の場合は、被扶養者の方だけが後期高齢者医療制度に移ります。

後期高齢者医療制度へのご加入に当たり、現在の保険から脱退することになりますので、後期高齢者医療制度の保険料のみをお支払いいただくことになります。

広域連合では、後期高齢者医療制度の準備状況や制度の概要について、ホームページ「東京いきいきネット」で情報提供を行っています。ご利用ください。

*ホームページのアドレス: <http://www.tokyo-ikiki.net>

*「東京いきいき」を検索してください

問合せ 住民課 ☎ 557-7578